

議事の要旨

I 会議名	令和5年度 第1回 甲良町都市計画審議会
II 開催日時	令和5年(2023年)4月26日(水) 午前10時～
III 開催場所	甲良町公民館 多目的ホール
IV 出席者	委員 甲良町都市計画審議会条例第3条に基づき組織される10名 オブザーバー 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課 事務局 甲良町 建設水道課
V 会長の選出	都市計画審議会条例第5条第1項の規定により会長は学識経験者がある者とし、委員の中から選挙にて選出を行う。委員の中に学識経験者が1名しかいないため、滋賀県立大学環境学部環境建築デザイン学科准教授の轟先生にお願いし異議なしの意見を委員のみなさんからいただきましたので会長を轟先生に決定する。
VI 議事	1 「豊郷甲良町都市計画道路(3・3・1号びわこ東部線(滋賀県決定))決定の原案の申出」について (事務局) ・本日は、大変お忙しい中、また、足元の悪い中、令和5年度第1回都市計画審議会に御出席いただきましてありがとうございます。また、審議会の委員への就任依頼をお願いいたしましたところ、快くお受けいただきまして、併せてお礼申し上げます。 本日の都市計画審議会におきましては、10名中10名ということで全員出席いただいております。甲良町都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、2分の1以上の出席がありますので、本日の審議会が成立することをまず報告させていただきます。 また、本日の会議は公開しております関係上、全ての発言を録音させていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。 それでは、都市計画審議会開催に当たりまして、甲良町長の野瀬より御挨拶を申し上げます。

(町長)

- ・皆様、おはようございます。令和5年度第1回目の都市計画審議会の開催に当たり、御挨拶申し上げます。
委員の皆さんには、御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございました。
令和4年度から引き続いての都市計画審議会でございます。新たに委員に御就任いただいた方もおられますので、改めてではありますが、今回の主題は、国道8号バイパスについてのある一定の都市計画法に基づいて、甲良町の現時点での計画を定めるという会議でございます。
この8号バイパスにつきましては、今でもそうですが、国道8号線の慢性渋滞を解除するために、我々沿線市町が期成同盟会をつくりまして、8号バイパスの要望活動を繰り返し広げてまいりました結果、8号バイパスの法線が示され、示された途端に我々も面食らったわけですが、高規格道路、片側2車線、それから、土盛りで、敷幅、幅、道路幅、用地の幅が約30メートル、それから、土盛りの高い道路、そして、高規格道路ですので、平均時速80キロメートルでの自動車走行と、そんな計画になりましたので、すると、甲良町の場合、あるいは、沿線の市町でも行きますと、農地を分断するという壁ができるわけでありまして、今日まで、令和4年度まで、その今検討できる範囲で、農地の問題であったり、高さの問題であったり、あるいは、犬上川のハザードマップから、大量の雨のときに、甲良の地域に浸水するという、その対策をどうするかということで、これまで、県の土木交通部の道路整備課、それから、近畿地方整備局、特に滋賀国道事務所の方々と、皆さんの意見を聞きながら、調整をできる範囲程度まで、第1ラウンドの調整を進めさせていただいて、この審議会に臨んだということでございますので、ひとまず、法線から現時点で意見、改善できるところについては、行政としても積極的に調整をしてまいったところでございますので、本日におきましても、皆さんの慎重な御審議をいただきますようお願い申し上げます。冒頭に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

- ・ありがとうございます。
それでは、都市計画審議会第5条第2項によりまして、会長は会務を総務することになっておりますので、今後、会議の進行につきましては、会長よりお願いをいたします。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

- ・皆さん、おはようございます。甲良町都市計画審議会では令和3年、4年に続き会

長を務めます滋賀県立大学の轟です。よろしくお願いいたします。現行の甲良町都市計画マスタープラン策定でも携わらせていただきました。

都市計画分野でも地方分権が進んでおり、都市計画に関わる決定事項もその多くが市町で決定するかたちになっています。昨今の少子高齢化・人口減少の中で、都市計画やまちづくりが果たす役割は大きく重要な局面になってきています。

都市計画審議会は、都市計画法に基づいて町の諮問に対し専門的見地から審議するという非常に重要な会議となります。委員さんにおかれましては、各専門の観点から忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

さっそく議事に入ります。確認ですが、本会議は公開ですか。

(事務局)

・はい。

(会長)

・公開となりますので、よろしくお願いいたします。あと、議事録の扱いを事務局で補足とかいただけますか。

(事務局)

・議事録につきましては、今ほど冒頭に申し上げましたが、本会議が公開ということで、傍聴していただけるようにしております。その観点から、議事録については今現在も取らせていただいておりますが、会議、議案の内容については、特に議事録を最終、文書に残させていただいて、ホームページ等へ掲載するという形になっておりますので、そこについては御了承いただきたいと思っております。

個人の名前については、どうしゃべられたかということについては割愛というか、掲載しないという、黒塗りであるとかA、Bという形で、どなたという個人の特定はできないようにはさせていただこうと思っておりますが、基本、会議の内容で発言していただいた内容については、公表させていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

(会長)

・ありがとうございます。

それでは、早速、議案に入ってまいりたいと思っております。

次第にございます諮問事項の本年度1号になります。豊郷甲良都市計画道路決定の原案の申出ということで、事務局、御説明よろしくお願いいたします。

(事務局)

・本日の案件につきましては、付議をさせていただく議案案件、諮問ということで1件でございます。

諮問案件としまして、議第第1号、豊郷甲良都市計画道路（331びわこ東部幹線）、通称国道8号バイパスということで、決定の原案の申出ということで説明させ

ていただきます。

A 3横のファイルが本日の資料となっております、インデックスで1番から9番まで、資料のほう、お渡しさせていただいておりますが、基本的には、ルートでありますとか構造の中身、あと、今後のスケジュールということで、資料をお渡しさせていただいているところでございます。

先ほど町長のほうからの御挨拶にもありましたように、現存の国道8号バイパス、特に彦根から東近江の間につきましては、慢性的な渋滞を解消するために主な目的としてこのバイパス道路の建設をされるものであります。

都市計画道路びわこ東部幹線の決定につきましては、滋賀県によって都市計画決定される道路にありまして、本町の都市計画に位置づけるものでありますことから、令和4年度の審議会より御審議を続けていただいております。近く、県に甲良町原案の申出を行いますことから、当審議会での御意見をいただきまして、諮問案件として付議するものでございます。

なお、本日、オブザーバーといたしまして、事業主体であります国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所の担当の中川さんほか、来ていただいておりますので、詳しくはこの事業説明については、この後、お願いしたいと思っておりますので、皆様、一旦お聞きいただいて、その後、御意見等を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、国道事務所さんのほうに代わらせていただきます。

(近畿地方整備局)

- ・皆様、改めましておはようございます。私、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所の計画課に配属されております中川と申します。本日の説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。それでは、資料に沿って少し説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

(近畿地方整備局)

- ・今後、滋賀県さんのほうで、公告縦覧というものをさせていただくことになるんですけども、あくまで都市計画の構造を決定するものではなくて、インデックスでいうと3番のところ、後ほど説明させていただきますけども、この赤色のハッチングをしている道路の幅を決定するようなものでございますので、この資料全部が確定というものではありませんので、御理解いただければと思います。

それでは、説明のほうを進めさせていただきます。

インデックスの1番のほうを御確認いただければと思います。

豊郷甲良都市計画道路の決定ということで、都計道路331びわこ東部幹線を次のように決定するというので記載させていただいております。こちらの下表は、豊郷町、甲良町、両方の総延長というものを書かせていただいております。豊郷甲

良都市計画道路の中で、このびわこ東部幹線が道路延長としましては、まず、犬上郡豊郷町の下から犬神郡豊郷町の下までの、豊郷町内でまず910メートルは通るといふところと、あとは、犬神郡豊郷町から甲良町までのところ、3,910メートル、この910メートルと3,910メートルの合計4,820メートル、約5キロの道路が通ることとなっております。

ちなみにですけれども、この4,820メートルのうち、甲良町を通る延長としましては、3,140メートルと、約3キロ近くということとなっております。

構造の内訳をお伝えさせていただきますと、まず、甲良町の中で2,690メートルがかさ上げ式、これはいわゆる今の地表よりも5メートル以上高いところ、道路の部分となりますけれども、その高い部分が2,690メートルとなっております。

それ以外で2,130メートルが地表式となっておりますけれども、こちらのほうは、今の地表と同じくらいか、それより5メートル以内で高いところの道路となっておりますけど、これは豊郷と甲良の間で、2,110メートルとなっておりますけれども、このうち、甲良町様のほうを通るのが450メートルとなっているところでございます。

下のほうの表の下、理由を読ませていただきます。国道8号彦根東近江、これはいわゆる国道8号のバイパスでございますけれども、こちらは、現国道8号の山側にバイパスを導入することにより、国道8号の渋滞の緩和や交通安全の確保、周辺地域の地域産業の促進や観光振興の促進を図るため、都市計画道路331びわこ東部幹線として都市計画に追加するというふうに示させていただいております。

それでは、次のページ、インデックスの2番に移らせていただきます。

こちらが総括図というところになっておりまして、豊郷甲良都市計画区域の中で、このびわこ東部幹線がどこを通るのかというものを示したものでございます。ちょっと見難いですが、旗揚げが2つありまして、1つは左側のところ、延長約910メートルのところ、ここは豊郷町の中ですが、そこ部分と、あとは、少し右側のほうで3,910メートル、こちらが甲良町と豊郷町の間を通る部分ということで設定させていただいております。

なお、この旗揚げの間の部分は、愛荘町の部分となっております、こちらはまた別の湖東都市計画区域の中に入るといふところで、今回の説明からは割愛させていただいております。

それでは、インデックスの3番、次のページをお願いいたします。

こちらからが、先ほども御説明させていただきましたが、今回都市計画道路として設定していただく幅というもので説明をさせていただきたいと思いますが、ちょっとこれだけでは構造とかがなかなか分かりにくいので、先に平面図のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、インデックスの6番のほうに移ってください。申し訳ありません。このインデックスの6番が構造も含めた平面図、説明資料とな

っております。この赤色の枠の部分が今回都市計画の幅として設定していただきたい部分となっております。

まず、平面図1につきましては、こちら豊郷町の中となっております。ちょうど豊郷町と愛荘町の市境のところからスタートしまして、豊郷町の中、少しの中ですね、田んぼのほうを進んでいくような形となっております。

平面図のほうを御確認下さい。次のページですね。こちら先ほど申し上げました豊郷町内の910メートルの中というところで、一部平面の交差点を設けながら道路設定をしているところでございます。

こちらは田んぼの中を道路が通る関係で、少し盛土というか、現状の道路と同じ高さにするために少し道路のかさを上げていているという形となっております。

次のページをお願いいたします。

平面図3となりますけれども、こちらのほうが、先ほど御説明させていただきました豊郷町と甲良町の間を通る3,910メートルの部分でございます。

まず、初めが、こちら、起点の部分、右側のほうにありますけれども、こちらはまだ豊郷町様の範囲となっておりますけれども、こちらのほうで県道と公差した上で、甲良町のほうに向かっていくような形となっております。この際も田んぼを通るという形となっております。

平面図4番を御確認ください。

こちらのほうから甲良町の中に入っていくような形となっております。右のほうから、先ほどの豊郷町のほうへずっと進んでまいりまして、こちらのほうで、ちょっと次のページにも関係するんですけども、アクセスのためにランプの構造となっている形になりまして、いわゆるインターチェンジですね、インターチェンジみたいなものでアクセスを検討しておりまして、少し用地の範囲が広がっているという形となっております。

平面図5番のほうを御確認ください。

その分岐されたインターチェンジのところが、ここで池寺下之郷線の町道のほうに接続するような形となっております。こちらからは近江八幡方面への行き来ができるようなアクセスで計画しているところでございます。

こちらから先は、下に既存の道路がありますので、そちらを分断しないように、盛土の高さ、道路の高さを少し高くして、計画をしているところでございます。

まず初め、この部分、池寺下之郷線と、あとは、彦根八日市甲西線、県道のほうですけども、どちらをまたぐために一部高架の構造としておりまして、そこから先は盛土の構造で、既存の道路の間は分断しないような形で計画しているところでございます。

次のページをお願いいたします。平面図6でございます。

こちらのほうはちょうど甲良町役場の近く辺りになりますけれども、進んでまいり

まして、ちょうど真ん中辺り、県道の敏満寺野口線のところで、この8号バイパス彦根方面へ行き来できるようなアクセスの計画を考えているところでございます。なお、前回の都市計画審議会に御出席いただいた方は資料を一度見ていただいているかと思えますけれども、この池寺下之郷線と敏満寺野口線の間の部分は、一度この部分、今、盛土の絵となっておりますが、橋梁の形にできないかどうかというものを検討中ということで絵をお示しさせていただきました。いろいろ調整していたところだったんですけれども、また後ほど御説明させていただきますが、現状、我々まだ細かな測量であったり、地質調査というものができていない状況でございます。まして、それを踏まえて、先ほど町長も申されました浸水への影響、そういったもののシミュレーションもまだ細かなところできていないというところで、どこまで影響範囲があるのかというのがまだはっきり分からないところでございますので、現時点では、標準的な構造である盛土で一旦計画をさせていただこうと思っておりますけれども、今後、この都市計画の手続が終わった後、事業化して、本格的な予算がついて調査をするときに、改めてこの構造についての検討というのをさせていただいた上で、皆様、地元説明会、もしくは、関係機関と協議しながら決定していきたいと思っておりますので、現時点では、あくまで標準的な構造で、今、都市計画を決定するという御理解いただければと思います。

長くなって申し訳ありません。平面図6のほうは、ここで敏満寺野口線のほうで彦根方面へ進めていきまして、そのまま盛土構造のほうで進んでいく形になります。平面図7のほう、次のページお願いいたします。

こちらはまだ甲良町の中でございますけれども、こちらのほうも田んぼの間ではございますけれども、盛土の構造で進んでいく形になります。一部、今現時点で分かっているところについては、既存の道路は分断しないように、下をボックスで抜いて通れるような形で計画しているところでございます。

次のページをお願いいたします。平面図8でございます。

こちらが最後の部分となりますけれども、先ほどの続きで、田んぼの間のところを盛土で通過するような形となっております。最終的に犬上川のところは、当然でございますけれども、橋梁構造で渡河するという形になっています。

この先は、多賀町のほうに入っていきます。こちらのほうは彦根長浜都市計画区域に入りますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思っております。

このような形で豊郷甲良都市計画区域、今、計画しているところでございます。

その次のページ、インデックスの7番のほうでございます。

こちらは参考に見ていただければと思うんですけれども、今御説明させていただきました図面全体の平面図となっております。右側のほうが豊郷町の部分でございますけれども、910メートルが地表から5メートル以下の高さで道路が通る部分となっております。左側の3,910メートルの旗揚げのところは、豊郷町から進んで

いくときはまだちょっと低いところで地表式ということで、ところ
ろでございますけれども、大体、池寺下之郷線の辺りから、下の既存道路の分断を
しないように少しかさ上げ式というところで、道路を高いところで計画をしている
ところでございます。

これを踏まえまして、申し訳ありません、インデックスの3番のほうにお進みいた
だければと思います。

インデックスの3番につきましては、先ほど申しました都市計画の幅の部分でござ
いまして、今回、御審議いただく部分でございますけれども、計画図1につつま
しては、豊郷町の中でございますけど、910メートルのところ、このような形で
道路を計画しております。少し膨らんでいるところが交差点の部分というふうに御
理解いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

計画図2でございまして、こちらのほうも冒頭御説明させていただきました
が、一部豊郷町の部分からスタートしまして、甲良町の中に入ってくる形になりま
す。少し膨らんでいるところ、形がおかしなところは、先ほど申しました池寺下之
郷線とアクセスするためのインターチェンジ構造を計画しているところでございま
す。その後、少し細いところは橋梁になりまして、また膨らんでいるところは盛土
構造という形になります。

次のページ、お願いいたします。計画図3となります。

先ほどの池寺下之郷線のところから進んでいきまして、盛土の構造でやっていった
形で、次に、敏満寺野口線のところで、インターチェンジで接続するという形にな
りますので、少し幅が広がっているというふうに御理解いただければと思います。
その後、盛土構造で幅を設定していきながら進んでいきまして、最後、計画図4、
次のページをお願いいたします。

こちらのほうにつきましては、盛土構造で進んでいきまして、最後、犬上川のとこ
ろで橋梁で渡河するという形となっております。

計画図の説明については、以上となりますけれども、この次、インデックスの4番
につつまして、A4の小さな紙を挟んでおりますけれども、びわこ東部幹線の経緯
について少し説明させていただきたいと思います。

びわこ東部幹線、いわゆる国道8号バイパスにつきましては、①番、平成28年1
2月に第1回近畿地方整備局のほうで地方小委員会を開催させていただきまして、
こちらから計画段階評価、道路がどこを通るかというものを検討することに着手し
たところでございます。そこから地方小委員会の中で議論しながら、①番、②番、
③番、④番、⑤番の間で行政の手続を進めてきたところでございます。

⑤番の段階、令和元年6月の段階で第3回の近畿地方小委員会を開催しまして、そ
のときに、対応方針案ということで、山側ルートを通るというところを決定させて

もらったところでございます。

その後、⑥番、令和元年9月から10月にかけて、こちらは環境影響評価というものを別途手続を進めているところがございますけれど、その一番初めの手続である計画段階環境配慮書の公告縦覧を行わせていただきました。

その後、⑦番、令和2年2月に計画段階評価の結果通知というものを近畿地方整備局長から滋賀県知事のほうにお送りさせていただきましたところがございます。

その後、⑧番でございますけれども、令和2年9月に環境影響評価方法書、新しく道路が来ることでどんな影響があるのかというところを予測評価するために、どんな項目を予測評価するのかというものをお示したものでございますが、そちらのほうを作って公表するとともに、甲良町様におかれましては、令和2年9月17日に説明会というものを開催させていただいたところがございます。

その後、⑨番、令和4年2月26日に国道8号彦根東近江計画案の手交式ということで、滋賀県知事に対して、都市計画手続に着手していただきたい旨を依頼させていただいたところです。

そこから⑩番、令和4年4月にこの都市計画決定に向むけた地元説明会というところで、甲良町様におきましては、令和4年5月21日に甲良町公民館、こちらにおいて地元説明会というものを提示させていただきましたところがございます。

その後、⑪番、都市計画審議会につきましては、令和4年5月と9月に事前説明を2回行わせていただいたところがございます。

最後、ちょっと飛ばさせていただきます⑬番、本日、甲良町都市計画審議会ということで諮問いただくという形になっているところがございます。

そしたら、ちょっと参考に見ていただければと思うんですけども、最後に、インデックスの8番を御確認いただけますでしょうか。

こちらはちょっと都市計画審議会の審議の内容とは違うんですけども、ちょっと今後の道路事業の流れということで、少し御説明をさせていただきたいと思えます。

今、お示しさせていただいているものが、国が実施する道路事業の一般的な進め方になります。道路の計画から、一番右下の道路の開通までをお示しさせていただいているものでございますけれども、一番初めの道路の計画というところが、我々、平成28年度から着手した手続に基づいてやっているところがございます。

その後、昨年度ですけれども、地元説明会を開催しながら、事業計画についての御説明を行ったところがございます。

すいません、ちょっと現在の矢印が崩れてるんですけども、今、行っているところが、その次のステップであります都市計画の決定や環境影響評価の手続を今進めているところがございます。この手続が完了した後、次のステップですけど、事業化というところになります。

この事業化を行うことによりまして、今回の8号バイパスに本格的な予算がついて、事業をしっかりと進めていくことができるということになっております。

その事業化した後に、まず、一番初めにすることが何かと申しますと、黄色の部分でございますけれども、まず最初にするのは測量となります。現在お示している、先ほども御説明させていただきました平面図につきましては、2,500分の1や1,000分の1の地形図を基に我々絵を描いているものでございまして、実際、地元に入って細かな測量というものをまだ全然できていない状況でございます。そのため、まず、そういった細かなところをしっかりと調査するために測量に入らせていただこうと考えているところでございますが、こちらは、皆様の土地に入ることになりますので、その測量をする前には、測量立入りの地元説明会というものを開催させていただく予定でございます。

こちらについては、測量調査の内容を説明して、土地の立入りの了解をいただこうと考えております。

それ以外に、道路ができることで影響がある農道や用水路、特に農地関係ですが、このあたりの情報、御意見等々もお伺いしていこうと考えております。

また、その他道路ができることでの心配事や課題ということも、この段階でお聞きしていこうと考えているところでございます。

こういった情報をいろいろ集めまして、次のステップ、②番、青色ですけれども、設計のほうに改めて入っていくこととなります。

①でしっかり調査した結果に基づいて、道路本線について検討を行っていこうと考えています。これは先ほども申しましたとおり、甲良町におきましては、盛土構造の部分の検討をここでさせていただこうと考えております。

それ以外で、本線以外で、現状としまして、まだ、農道とか用水路というのが分断した状態のままになっております。そちらにつきましても、このタイミングで機能復旧の案を検討していきたいと考えているところでございます。

この機能復旧等々の案ができた段階で、この横です、ね、地元説明であったり、管理者協議というものを再度させていただこうと考えております。

なので、まず、我々がいろいろ調査をした結果、検討した案を皆様にお示しして、そこでまた御意見をいただいて、いただいた意見を基にまた設計をやり直しというのをやり取りさせていただこうという形で考えているところでございます。

そういったやり取りをさせてもらった上で、必要な構造というのが確定するので、必要な用地を確定させるために、次のステップ③番、用地のほうに入ってまいりたいと思います。

そのタイミングでは、まずは用地幅杭の仮設ということで、道路と農道や用水路等の機能復旧を含めた事業用地の幅というものを確定させていただきたいと思っております。

その次、用地調査、測量用地交渉、買収というところで、用地の調査、交渉を行わせていただこうと考えております。

ここで田んぼや畑の場合であれば、買収後から工事完成までまだ時間があるというところもありますので、仮水路の整備や田んぼの割りつけ見直し、こちらもできる範囲ではございますけれども、要望をお伺いして対応させていただこうと考えております。

その後、一定の用地が買えた段階で工事に着手していこうと考えておりますけれども、その前に詳細設計といまして、工事に必要な細かな図面の作成というものを進めさせていただきたいと考えております。

それが終わった後に工事の着工というところで、実際に工事を進めていくところでもございますけれども、こちら、その工事をする前には、工事説明会ということで、また地元説明会を開催させていただこうと考えております。このときには、工事の実施内容を説明した上で、あとは工事の時間であったり、車両の通行経路等、通学路もあると思いますので、そのあたりの御意見を伺って工事に反映させていただこうと考えております。

それが終わった後、工事が全て完了すると、道路の開通というところで、今、進めているところがございます。

なお、こちらのところ、今から事業化につきましては、これから二、三年かかるのかなという見込みをしております、そこから道路の開通までというのが、事業化から約10年程度というのが一般的に言われているところでもございますけれども、このびわこ東部幹線、8号のバイパスにつきましては、彦根から近江八幡まで約24キロと非常に長い道路でございますので、10年以上かかるものというような形で我々のほうは考えているところがございます。

こういった形で、今回、都市計画審議会で、規定の幅というものは一旦策定はいただくことではございますけれども、それで構造が全て確定したわけではなくて、今後もいろいろ協議していきながら、構造等々については適宜変更していく形になるということを御理解いただければと思います。

ただ、その都度、都市計画の幅が変更される場合であれば、またこういった形で都市計画審議会を開催していただきまして、都市計画の変更という形でまた御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

最後ですけれども、次のページ、インデックスの9番を御覧ください。

こちらは、直近の今後の都市計画の流れについて御説明させていただきたいと思っております。

このびわこ東部幹線は、滋賀県様が都市計画決定権者として、県で決定するものとなっております。これまで地元説明会をさせていただきながら進めていたところでもございますけれども、現在、このフローでいきますと、赤の枠が書いてあると

ころ、市町都市計画審議会ということで、こちらまで今進めているところでございます。

この審議いただいた後で、各市町様のほうから、原案の申出を滋賀県のほうに出していただきまして、滋賀県のほうで、彦根から近江八幡までの都市計画の原案を取りまとめて1つの案として作成されることとなります。

原案ができた後、その下、法第17条の縦覧という形で進めていくところでございます。

その後、意見をいただいた後に、県の都市計画審議会を開催して、最終的にはこの都市計画の決定という流れになっている形であります。

市町様の都市計画審議会につきましては、本日やっただく以外に、あと1回開催していただく必要があります。そちらは、少しここに書いてありますけれども、市町意見聴取というところで、県のほうが1つに取りまとめた都市計画案に対して、どういった意見があるとかいうようなところをまた御審議いただくという形になっております。

こちらが、米印に書いてありますとおり、法第18条第1項の意見回答は遅くとも県都計審までということで、法第17条の縦覧以降か、それまでにするのかというのはまだ決まっておられませんけれども、こちらのほう、また、いつのタイミングでやるのかというところは、滋賀県様、あとは、関係の市町様と調整しながら実施されていくものと理解しているところでございます。

そのため、このびわこ東部幹線に関する審議会につきましては、まだあと1回あるということで御理解いただければと思います。

すいません、ちょっと長くなって申し訳ありませんが、以上で私のほうからの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

- ・あと、役場さんのほうは特に補足等、よろしいですか。

(事務局)

- ・今、国道事務所さんのほうから、構造も含めて、ルートに含めては詳細しゃべっていただきましたので、そこについては特にございません。

最後に今見ていただきました都市計画審議会につきましては、早ければ年度中にもう一度、今の滋賀県のほうから意見聴取ということで返ってくる予定でございます。ちょっとその日程については、県のほうも、今、甲良町が今まだこの段階ですので、これからとなってきますけれども、一定甲良町も含めまして、連休明けぐらいには、関係市町が一旦この1回目の都市計画審議会を終わられて、滋賀県へ一旦答申するという流れに、今動いておられますので、今、関係機関として、各関係市町は、今この状態で5月の連休明け頃をめぐりに滋賀県へ報告するという流れになろうかと思っております。スケジュールがスムーズに行けばの話でございますが。

その後、滋賀県の取りまとめが秋以降になるというふうに聞いておりますので、秋以降、そういったことで、また滋賀県から甲良町への意見聴取ということであると考えますと、早ければ年内中、遅くても年度内にはあるのかなと想定をしておりますので、またその際には、こちらから御案内のほうを上げさせていただきますので、出席のほど、よろしく願いをいたします。事務局からは以上です。

(会長)

- ・ありがとうございます。私からも、インデックス9番の最終ページで補足しますが、本日決めなければならないこと、審議しておかなければならないことを確認します。

この9番の上半分は、いちおう市町や県の草案と書いていますが、実質的には国交省・滋賀国道さんから案を提示していただいたのが、前回・前々回の町都計審での協議です。滋賀国道さんから地元や市町に説明いただいていたいました。

が、ここから先の都市計画決定のプロセスに関しては、基本的にはボトムアップで決定していくこととなります。真ん中にある市町都計審・本日と書いていますように、彦根・多賀・甲良・豊郷・愛荘・東近江・近江八幡それぞれの市町から、県に原案を上げるという体になっています。それら市町原案をもとに、路線としての決定は、県で行うという形となっています。最終的に国交省と調整し、事業化というプロセスとなります。本日はこの真ん中のところ、甲良町としてこの原案を、県に上げてよろしいかという審議になります。

それと、真ん中より下に、市町意見聴取というのがありますが、これはいったん県で市町の取りまとめをして、最終的にこれで決定してよろしいかというのを、もう1回、確認のために町都計審を行って、留意すべきことはそこでしっかり述べておくという形の市町意見聴取となります。

あと、地元説明会はどの段階になりそうですか。17条縦覧で意見書という形はありますが、その段階にあわせて公聴会とか地元説明会でしょうか。

(近畿地方整備局)

- ・この17条縦覧の前に公聴会を滋賀県様のほうで予定されておまして、今、日程はまだ確定しておりませんが、また近々公表される予定とお聞きしております。

(事務局)

- ・今ほどの公聴会の関係ですけど、先日、滋賀県のほうから日程のほうが決まりましたので、一応6月の広報に載せさせていただくようにしておりますが、6月24日、朝の10時半、こちらの会場で行う予定をしております。

(会長)

- ・それは各市町で行う予定ですか。

(事務局)

- ・ここは、ルートが長い路線、ここら一帯は豊郷、甲良でやるんですが、甲良町のほうがバイパスが通る距離が長いので、距離が長い市町で開催するというので、豊郷と甲良町を開催地を甲良町でさせていただくということになっています。

(会長)

- ・分かりました。市町意見聴取については、それと並行するタイミングか、それより後になりますか。公聴会の意見をふまえつつ、市町としても意見を最終上げるという形ですか。

(近畿地方整備局)

- ・恐らく流れとしては、公聴会で一般の方から御意見をいただいて、それに対して滋賀県としての考え方というのをまたお示しさせてもらって、そういったことを踏まえて、都市計画の原案というものを確定させると。その後、公告縦覧をした後だと思うんですけども、市町様のほうに意見聴取という形を出させていただいて、意見聴取してもらったものを踏まえて、最後、都市計画審議会になるのかなと思われま

(会長)

- ・ありがとうございます。公聴会とか、縦覧で意見書を出す機会がありますが、町審議会としては、本日と、それらをふまえた市町意見聴取のタイミングになる点をご承知おきください。

それでは、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。

(A 委員)

- ・すいません。ちょっとこういう場は初めてですので教えていただきたいんですけど、まず、設計速度が80キロということと、片道が2車線、それとあと、かさ上げ式を2つ扱われると、その辺の理由がどういうことでそうされたかというのを教えていただくとありがたいんですけども。

(近畿地方整備局)

- ・まず、この国道8号バイパスにつきましては、8号の渋滞を解消するために別途バイパスを設けるというところでございます。その際に、8号のバイパス自体が混雑してしまうと、結局元も子もありませんので、まず、アクセス制限等々をかけさせていただくというところで考えているところでございます。そのため、交差点を幾つか、全体で13か所を設定しているところでございますけども、そこから出入りできるような形で考えておまして、その上で、速度の信頼性を

確保するために、なるべく走りやすい道路というところで、道路法で言ったら3種1級という、道路構造令に基づいて設定しているところがございますけど、その結果、設計速度80キロという形になっております。

あと、かさ上げのところは、甲良町を通るルートの一部が現在でもたくさんの既存の道路がありまして、平面でいきますとそれら全て分断してしまうことになりますので、分断にならないように、今のところはかさ上げをして、下を通っていただくような形で、今、計画しているところがございます。

(A 委員)

- ・ありがとうございました。イメージとしては、湖西のほうの161のイメージをしていただいたいということ、そういうことでよろしいですね。

(近畿地方整備局)

- ・ありがとうございます。そのとおりでございます。ただ、湖西道路と若干違うのが、甲良町の中は、今、インターチェンジで接続している形になってるんですけども、ほかの市町さんは、湖西道路は全部インターチェンジでやっていますが、一部交差点で接続するところもあると思いますけど、概ね湖西道路をイメージいただければ結構かと思います。

(A 委員)

- ・分かりました。ありがとうございます。

(会長)

- ・ほかご質問ご意見等いかがでしょうか。

私から質問・確認させていただきます。前回の町都計審では、市街地・集落の分断箇所については橋梁案も出ていましたが、今回、盛土幅での案となっています。その点について補足説明いただけますか。

(近畿地方整備局)

- ・ありがとうございます。

まず、今回、盛土の構造に対して、いろいろ御意見をいただいている中では、2つありまして、1つは地域の分断という話と、もう1つは、甲良町、犬上川のほうから氾濫したときに、町の中を水がバーっと流れていくときに、こんな盛土ができてしまうとせき止められて余計に悪化するんじゃないかという、この2つの御意見をいただいたところがございます。

我々としまして、なかなか構造を盛土から橋梁に変えるときというのは、かなり事業費というものが上がるということがございまして、そういった事業費等も勘案しながら進めていこうというところがございます。

そういった中で、やはりハザードマップに対して、要は災害が悪化するようなこと

というのはあってはならないことですので、そのあたりは慎重に考えているところがございますが、現時点では、申し訳ありません、まだ測量であったり地質調査等々がしっかりできていない段階でございます、それを踏まえた上での浸水シミュレーション等をしなればいけないというところで、まだ少し、橋梁に一気に変えるというところが、今の段階ではできなかったというようなところでございます。

ただ、今後、事業化した後、そういったシミュレーションをした上で、ほかにも何か要素があるのかとかいろいろ探していきながら、構造についてはしっかり決めていきたいと思っておりますし、やはり地元の皆様、地域の分断というお話も言われているところがございますので、何とかそれは解消できるような形で考えていければなと思っております。

またそのあたりはしっかり検討した上で、絵をお示しできればなと考えているところでございます。

(会長)

- ・今この計画図の道路幅は、盛土の下端ですね。橋梁になった場合は、幅員が変わる可能性もありますね。

(近畿地方整備局)

- ・さようでございます。今は、都市計画の幅は、国道8号のバイパスに関連する構造を全て含んでいるところがございます、盛土の部分だけは、この法面、法地の部分を都市計画幅としているところでございます。

その際、今回、構造変更で盛土から橋梁に変えた場合は、その法面の部分がなくなりますので、簡単に言うと、その幅というのは短くなっていくということでもありますけれども、ただ、橋梁にした場合でも、我々、橋梁を管理していくときに、重機とか、橋脚、下の柱とか、そういったところを点検しに行かなきゃいけないので、その点検用の道路というのをまた造らなきゃいけないところが、橋梁の場合はそういったものが必要となってきました、そういったものも含めると、簡単にその橋梁の構造にそのままぱっと下がるといったら、そういうものではなくて、ちょっとまたそのあたりは検討した上で、こういった幅になるのかというのはお示ししたいと考えているところでございます。

(会長)

- ・この点については、本日ご説明の内容のうち、前回都計審からの変更点として大きいものですのでご確認ください。

ほか何かご質問ご意見等いかがでしょうか。本件は、採決事項となりますので、

ご質問ご意見等ございましたら挙げていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(B 委員)

- ・ちょっと教えてほしいのが、標準横断図7の図の中で、舗装の下に何かあるんですけど、これは何を意味しているか、ちょっと教えていただけるとありがたいですね。

(近畿地方整備局)

- ・舗装の下に四角い枠があると思いますけど、これ以外の、基本的に盛土を造るときというのは土で固めていくんですけども、道路のアスファルトの下というのは、ある程度地盤が固くないといけないというところで、その路盤材料というか、舗装を構成する材料を入れさせているというところで、アスファルトがあって、その下に路盤ですね、路盤という質量が違う材質のものを入れさせてもらっているということで、道路の構造と御理解いただければと思います。

(B 委員)

- ・分かりました。ありがとうございます。

(会長)

- ・ほかご質問ご意見等いかがでしょうか。
この間、前回・前々回の町都計審でも、農地が不整形になるなど機能復旧が必要になる点ほか農業基盤等に関する対応について、農水省はじめ県・市町も連携して、しっかりと策を講じていただくという点は、意見として挙げておく必要があります。
あと、地元説明会では、橋梁案は説明していないのでしょうか。

(近畿地方整備局)

- ・そうですね。まだ橋梁については確定しておりませんので、その説明は……

(会長)

- ・前回の町都計審だけということですね。

(近畿地方整備局)

- ・はい。そうです。

(会長)

- ・この盛土案というのは、景観的にも壁ができる、地域が分断されますので、それについては、住民説明で充分ご理解いただく必要があります。

そして、道路構造については、滋賀国道さんから説明があったように、本日は一旦この平面図のとおり都市計画の幅を設定することではありますが、道路構造については確定ではないという点をあらためて確認事項とした上で、この先も進めていくとのことですので、その点については、附帯意見として残す必要があります。

ほかご質問ご意見等いかがでしょうか。

(C 委員)

- ・幹線道路だと、出たり入ったりするインターみたいなところ。そこ、もしできたとしたら、一般道を80キロで走っていると、危険じゃないのかなと。計画的に。

(近畿地方整備局)

- ・そうですね。やはり、新しい道路ができて、そこにインターチェンジとかができると、交通の流れが変わって、そこから車が出入りするところがあります。確かに8号だけ、先に高速と接続して終わってしまったら、危険性というのはそのままになっていくんですけども、そういった交通の流れとかというのは、しっかりシミュレーションして、どこが危ないのかということ把握した上で、こちら県さん、もしくは、町さんとの調整にもなりますけれども、要は、8号から下りた後の県道もしくは町道についても、対策と一緒に講じながら、完成したときには、交通の流れも変わりますが、安全に通れるような形で計画していこうと考えているところでございます。

そこはもちろん、県、町、皆さん、協議しながらやっていく形でございます。

(会長)

- ・ありがとうございます。県道等のハード整備はもちろんのこと、ソフトの対応、交通自体の対応も必要となります。

また、これに伴う甲良町の社会経済等への影響は非常に大きいので、それらについては、町総合計画・町都市計画マスタープランをはじめ種々の計画の見直し・再構築をはかる必要があります。引き続き、各方面の方々にご協力いただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

ほかご質問ご意見等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については都市計画決定の事項となりますので、採決をとらせていただきます。本件、原案の申出について、同意される方は挙手をお願いします。

(同意者挙手)

(会長)

・ありがとうございます。本件、原案の申出については、全員同意ということで答申させていただきます。

つきましては、前回・前々回から受けております意見等をふまえ、附帯意見を3点つけたいと思います。

1点目は先ほど申し上げました、農地の機能復旧など今後の基盤整備の対応の件について、附帯意見としたいと思います。

2点目は、住民説明です。十分な住民説明をはかっていただくという件について、附帯意見として付けさせていただきます。

3点目は非常に重要な事項ですが、道路構造については慎重かつ十分な議論・検討をした上で、最終決定をするという点です。この事項は、滋賀国道さんから説明があった防災面はもちろん安全上必要な対応ですが、防災面だけではなくて、景観や地域分断、地域環境の観点をふくめ、そして先の住民説明をふまえ、最終的な判断・決定をするという事項を、附帯意見としたいと思います。

以上、附帯意見を3点つけまして、本件を答申させていただきます。

審議事項は以上となりますが、その他、何かございますか。

(事務局)

・特にはございません。先ほども申し上げましたように、今年度、最低でももう一度、こういった都市計画審議会を開催させていただくことになりまして、任期としましては、今年度と来年度と2年間、長きにわたりますので、回数につきましては、どこまでというのは、まだ現時点では不明な点もございますけれども、これから2年間、どうぞよろしくお願いをいたします。

(会長)

・ありがとうございます。

それでは、進行のほう、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

(事務局)

・ありがとうございました。

本日の議案につきましては、1点、今、審議していただきまして、そういった轟会長からの内容、同意するという中でも意見をつけるということで、今ほど言っていたいただきました3点を基に意見書を作成しながら、県へ提出させていただきたいと思っております。

つきましては、意見の内容については、会長ともちょっと詳細を詰めながら、報告を甲良町から滋賀県のほうへ上げさせていただきたいと思っておりますので、その点については御了承いただけたらと思っております。

本日につきましては、意見、重大な案件を審議していただきまして、誠にありがとう

ございました。本日、これをもちまして閉会とさせていただきます。今後ともよろしく
お願いをいたします。本日はありがとうございました。

(以上)